



# NISAとiDeCoの改正と違い

AFP 鈴木 英之 (日本FP協会認定)

# レジュメ

1. NISAについて
2. iDeCoについて
3. iDeCoとNISAの違い
4. シミュレーション

# 1. NISAについて

## <NISAとは>

- **NISA**(Nippon Individual Savings Account=日本版個人貯蓄口座)
- 2014年1月にスタートした「小額投資非課税制度」
- 最大1,800万までの投資に対する利益に対して非課税になる
- 2024年1月に改正されて新NISAとなりつみたて投資枠と成長投資枠ができた



# 1. NISAについて

## <2024年1月新NISAへ>

- ①非課税保有期間が**無制限**
- ②つみたて投資枠と成長投資枠が**併用可能**に
- ③**非課税枠の再利用(売却の翌年から)**ができるように

### ・現行のNISA（～2023年末）

	併用不可		
	つみたてNISA	一般NISA	ジュニアNISA
対象者	18歳以上の国内居住者	18歳以上の国内居住者	18歳未満の国内居住者
投資可能期間	2042年末まで (新規買付は2023年末まで)	2023年末まで	2023年末まで
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間
年間投資上限額	40万円	120万円	80万円
最大非課税投資額	800万円	600万円	400万円
投資方法	積立のみ	制限なし	制限なし
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式、ETF、REIT、投資信託等	上場株式、ETF、REIT、投資信託等
非課税枠の再利用	不可	不可	不可

### ・新しいNISA（2024年1月）～

	併用可	
	つみたて投資枠	成長投資枠
対象者	18歳以上の国内居住者	18歳以上の国内居住者
投資可能期間	無期限	無期限
非課税保有期間	無期限	無期限
年間投資上限額	120万円	240万円
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円	
		1,200万円(内数)
投資方法	積立のみ	制限なし
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託(現行のつみたてNISA対象商品と同じ)	上場株式・投資信託等(整理・監理銘柄、信託期間20年未満・高レバレッジ型・毎月分配型の投資信託は除く)
非課税枠の再利用	「非課税保有限度額」の範囲であれば翌年以降に可能	

# 1. NISAについて

## <新NISAの疑問>

- Q1 : 2023年までに作ったNISA口座(旧NISA)はどうなるの？
- Q2 : 新NISAと旧NISAは一緒に利用できない？
- Q3 : 新NISAはどうやって開設するの？
- Q4 : NISA口座は複数の金融機関で作ることはできるの？
- Q5 : NISA口座を別の金融機関に変更することはできるの？
- Q6 : 金融機関を変更した場合の元の金融機関のNISA口座の商品はどうなるの？



# 1. NISAについて

## <新NISAの疑問>

Q1 : 2023年までに作ったNISA口座(旧NISA)はどうなるの？

A1 : 2024年に新しいNISA口座(新NISA)が作られるので、  
旧NISA口座はそのまま**期限が来るまで利用可能**(購入は出来ない)



Q2 : 新NISAと旧NISAは一緒に利用できない？

A2 : 旧NISAと新NISAの**併用は可能**

Q3 : 新NISAはどうやって開設するの？

A3 : 旧NISA口座あり : 自動的に旧NISA口座と**同じ金融機関で開設**される  
旧NISA口座なし : **任意の金融機関に必要書類を提出**して開設する

Q4 : NISA口座は複数の金融機関で作ることはできるの？

A4 : NISA口座は**1つ**の金融機関でしか作成することができない

Q5 : NISA口座を別の金融機関に変更することはできるの？

A5 : 金融機関の変更は**前年の10月から当年9月末までに**変更手続きが必要  
口座変更したい年に**金融商品を購入**しているとその年の**変更はできない**

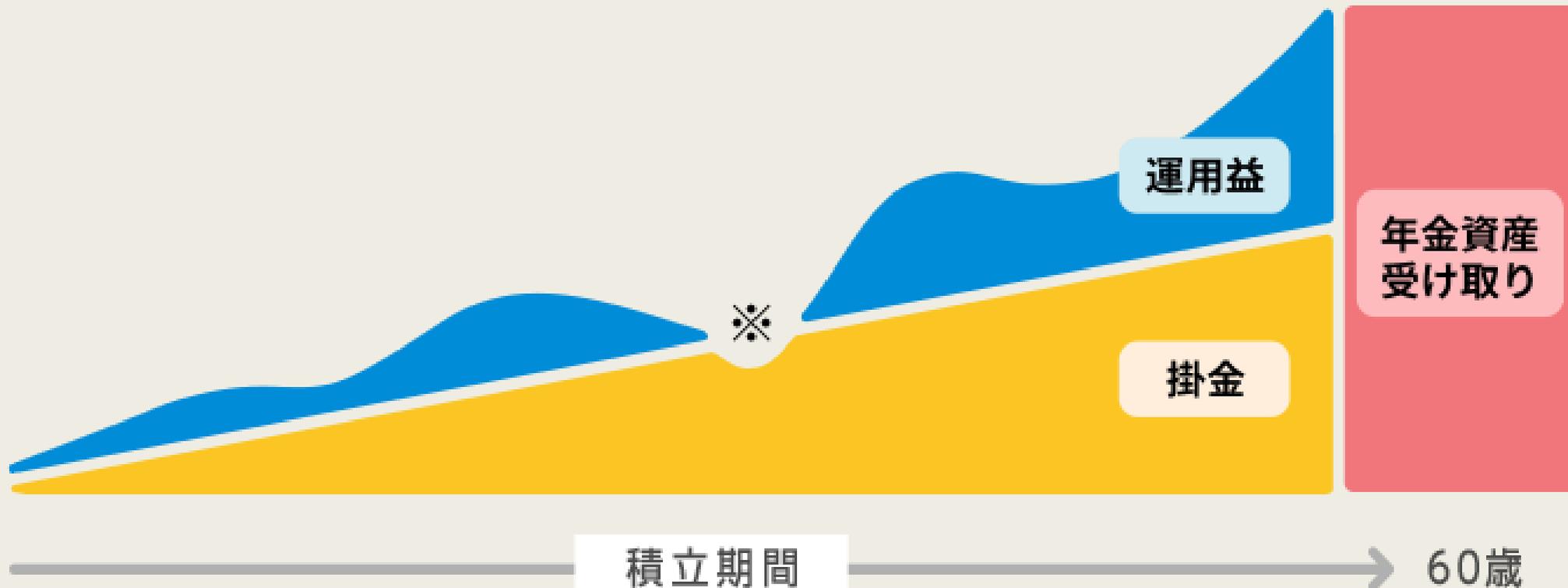
Q6 : 金融機関を変更した場合の元の金融機関のNISA口座の商品はどうなるの？

A6 : 元NISA口座のまま非課税の**保有可能** (新規購入や移動は不可)

## 2. iDecoについて

### <iDeCo（個人型確定拠出年金）とは>

- ・ 老後資金を目的として給付を受けられる私的年金制度
  - ・ 加入は任意で、加入の申込、掛金の拠出、掛金の運用全て自分で行う
- ⇒ 運用次第では損することもある制度  
受取は原則60歳になるまで引き出すことができない



# 2. iDecoについて

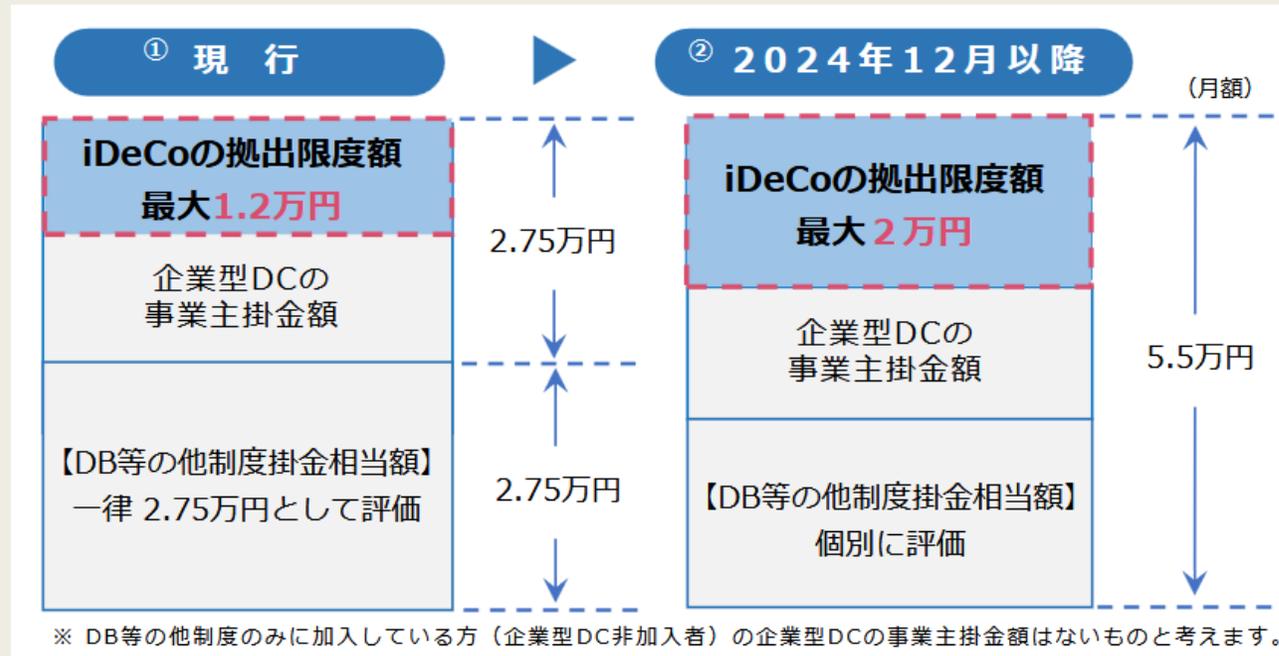
## iDeCoにおける手数料

	手数料名称	金額	手数料収納機関	手数料の用途
加入時	新規加入時等手数料	2829円	国民年金基金連合会	個人別管理資産の移受換、資格確認、記録管理、拠出限度額管理
都度	掛金収納等手数料	105円	国民年金基金連合会	口座振替、掛金控除証明書等印刷・送料等
毎月	運営管理機関手数料	運営機関より異なる	運営管理機関	運用関連運営管理機関の手数料 (人件費やテナント料、WEB管理、コールセンター運営費など) 記録関連運営管理機関の手数料 (記録の保存、資産額等通知経費、運用指図のとりまとめと事務委託先金融機関への通知、給付の裁定)
	事務委託先金融機関手数料	55円又は66円	事務委託先金融機関	掛金等の積立金の管理、商品の購入、給付金の支払い
還付時	掛金還付手数料	1048円	国民年金基金連合会	掛金還付
給付時	給付手数料	385円又は440円	事務委託先金融機関	送金手数料

# 2. iDecoについて

## <2024年12月の改正点>

①確定給付型のお他制度に加入している場合の拠出限度額が**1.2万円**から**2万円**に引上



厚生労働省の制度改正に関するチラシから抜粋

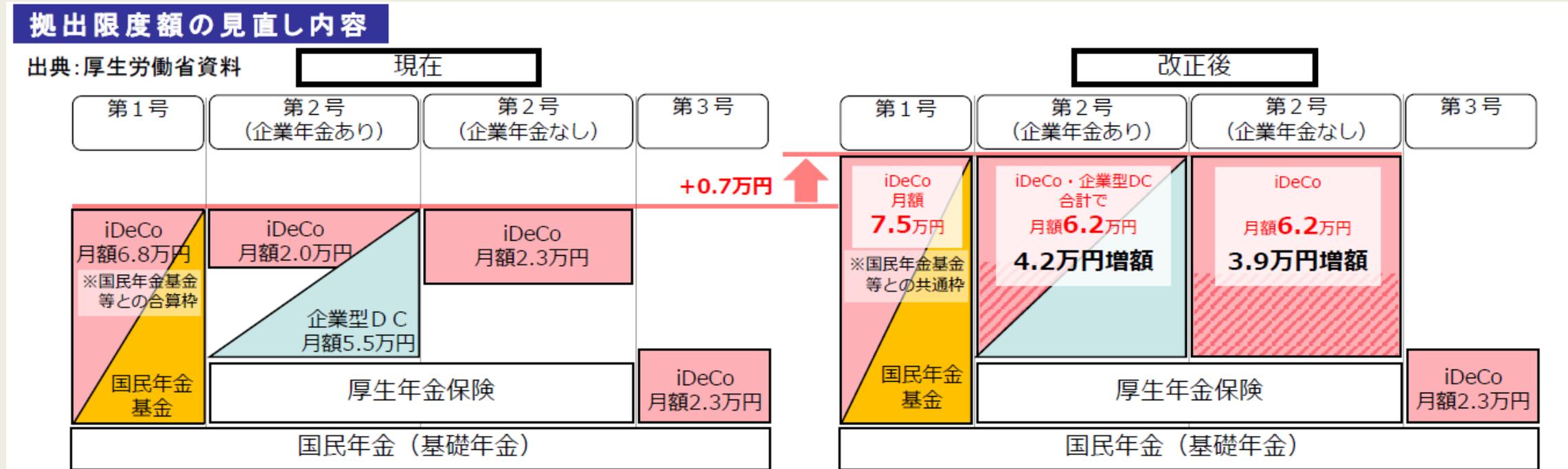
②事業主の証明書の提出が不要



# 2. iDecoについて

## <2025年度税制改正大綱>

① 拠出額の増額が今後予定されている



② 退職金控除のルールが変更される(改悪)

# 3. iDeCoとNISAの違い

NISA			iDeCo
18歳以上		利用できる人	20歳以上65歳未満
つみたて投資枠	成長投資枠	年間投資枠	24万～81.6万円
120万円	240万円		
長期投資に適した投信	上場株式・投信・ETFなど	投資対象	投信・定期預金・保険
いつでも可能		資金の引出	原則60歳以降
無料		口座開設手数料	2,829円
無料		口座管理料	無料～年数千円（金融機関で異なる）
		税制優遇	
なし		購入時	掛金が所得控除の対象
運用益が非課税		運用中	運用益が非課税
なし		受取時	退職所得控除や公的年金等控除の対象

※NISAと違ってiDeCoは手数料や受取時の税金についても考えないといけない

# 4. シミュレーション

## NISAの場合

### <条件>

- ・ 月額2万円を20年間積立
- ・ 想定利回り5%

### <結果>

元本：480万円 運用収益：342万円

### <NISAでの節税メリット>

売却時に通常は利益342万円の20%（約68万円）の税金が発生するが、NISAは非課税のため、342万円全額取得することができる

# 4. シミュレーション

iDeCoの場合

<条件>

- ・月額2万円を20年間積立
- ・想定利回り5%
- ・年収500万円

<結果>

元本：480万円 運用収益：342万円 税金：??万円

<iDecoでの節税メリット>

拠出時：拠出した金額はすべて所得控除対象

受取時：退職金控除の利用が可能

# 4. シミュレーション

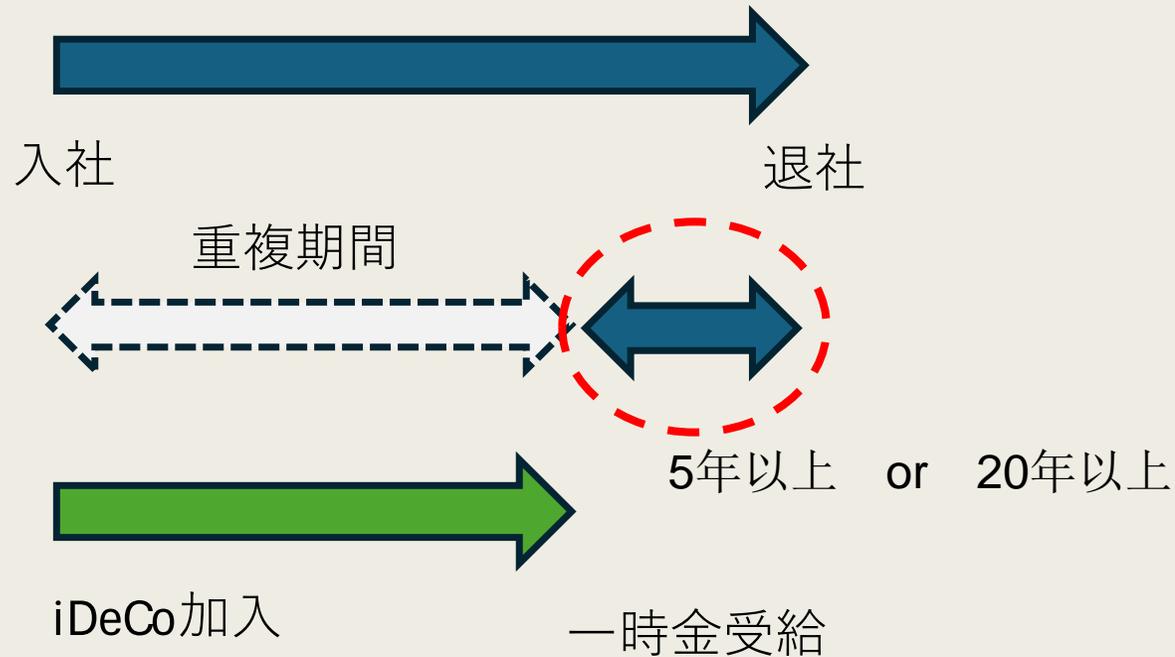
<退職所得の5年ルールとは>

退職所得を受け取ってから別の退職所得を受け取るまでの期間が5年以上

(確定拠出年金の場合は20年以上) 経過している場合は、

別々の退職所得の収入金額を計算できる

⇒経過期間を過ぎていない場合は、重複期間は対象期間から除くことになる



退職金 ⇒ 退職金	5年
iDeCo ⇒ 退職金	5年
退職金 ⇒ iDeCo	20年

# 4. シミュレーション

実はiDeCoはもらうタイミングが非常に大事

<条件>

- ・ 月額2万円を20年間積立
- ・ 想定利回り5%
- ・ 年収500万円
- ・ 退職金1500万円
- ・ 勤続30年

<どれが一番税がかかるでしょうか？>

ケース1：iDeCoの一時金をもらい、5年後に退職金をもらう

ケース2：iDeCoの一時金をもらい、4年後に退職金をもらう

ケース3：退職金をもらってから、10年後にiDeCoの一時金をもらう

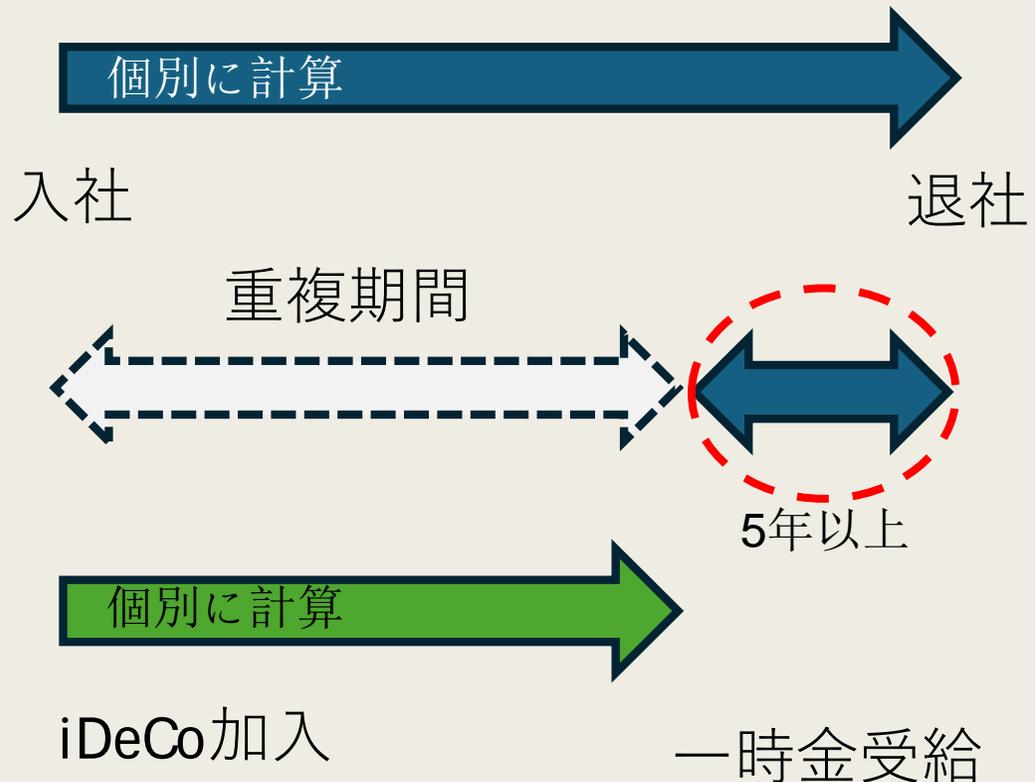
ケース4：退職金とiDeCo一時金を一緒にもらう

# 4. シミュレーション

## <ケース1>

iDeCoの一時金を受け取って、退職金を受け取った場合

iDeCoの受け取りから退職金を受け取るまでに5年以上空いている場合、iDeCoと退職金は別々に勤続（加入）期間により算定される



### ①iDeCoの税金

税額控除:  $40万 \times 20年 = 800万円$

退職所得:  $(822万 - 800万) / 2 = 11万円$

所得税:  $11万 \times 5\% \times 1.021\% (\text{復興特別所得税}) = 5,616円$

住民税:  $11万 \times 10\% = 11,000円$

税合計: 16,616円

### ②退職金の税金

税額控除:  $800万 + 70万 \times 10年 = 1,500万円$

退職所得:  $(1,500万 - 1,500万) / 2 = 0円$

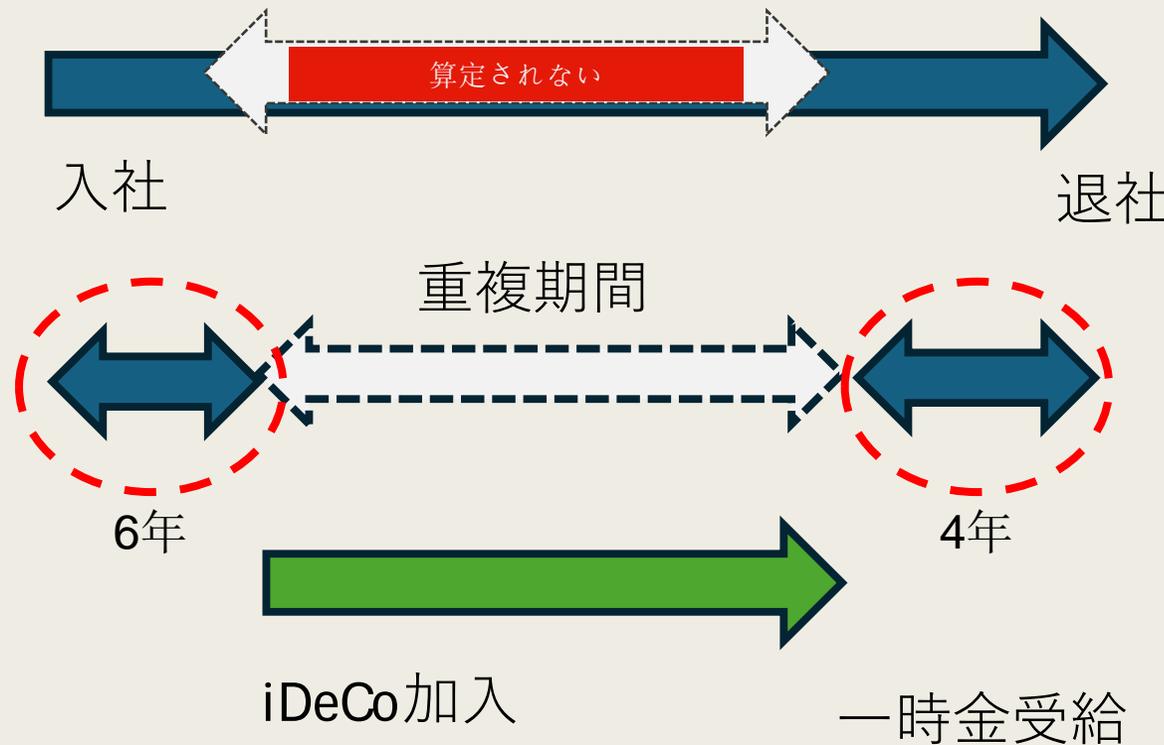
税合計: 0円

①+② = 16,616円

# 4. シミュレーション

<ケース2>

iDeCoの一時金を受け取って、退職金を受け取った場合  
iDeCoの受け取りから退職金を受け取るまでに5年以上空いていない場合、  
退職金受取時は重複期間を除いた分しか算定されない



①iDeCoの税金

税額控除:  $40万 \times 20年 = 800万円$

退職所得:  $(822万 - 800万) / 2 = 11万円$

所得税:  $11万 \times 5\% \times 1.021\% (\text{復興特別所得税}) = 5,616円$

住民税:  $11万 \times 10\% = 11,000円$

税合計: 16,616円

②退職金の税金

税額控除:  $40万 \times 10年 = 400万円$

退職所得:  $(1,500万 - 400万) / 2 = 550万円$

所得税:  $(550万 \times 20\% - 427,500) \times 1.021\% = 686,623円$

住民税:  $550万 \times 10\% = 550,000円$

税合計: 1,236,623円

①+② = 1,253,239円

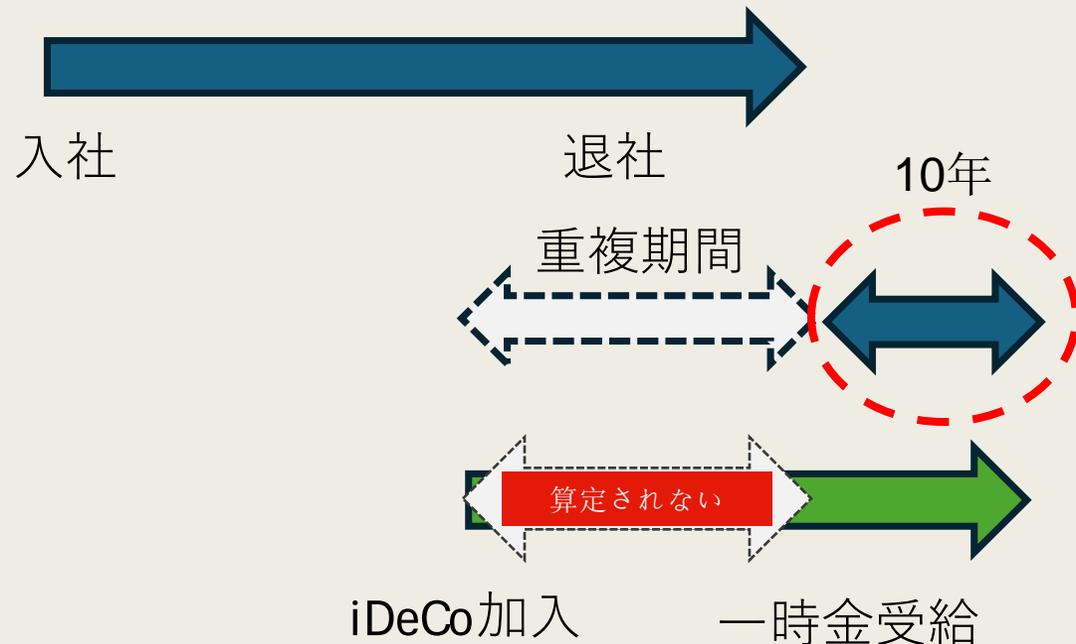
# 4. シミュレーション

## <ケース3>

退職金受け取って、iDeCo一時金を受け取った場合

退職金の受け取りからiDeCoを受け取るまでに20年以上空いていない場合

iDeCo受取時は重複期間を除いた分しか算定されない



### ①退職金の税金

税額控除:  $800\text{万} + 70\text{万} \times 10\text{年} = 1,500\text{万円}$

退職所得:  $(1,500\text{万} - 1,500\text{万}) / 2 = 0\text{円}$

税合計: 0円

### ②iDeCoの税金

税額控除:  $40\text{万} \times 10\text{年} = 400\text{万円}$

退職所得:  $(822\text{万} - 400\text{万}) / 2 = 211\text{万円}$

所得税:  $(211\text{万} \times 10\% - 97,500) \times 1.021\% = 115,884\text{円}$

住民税:  $211\text{万} \times 10\% = 211,000\text{円}$

税合計: 326,884円

①+②=326,884円

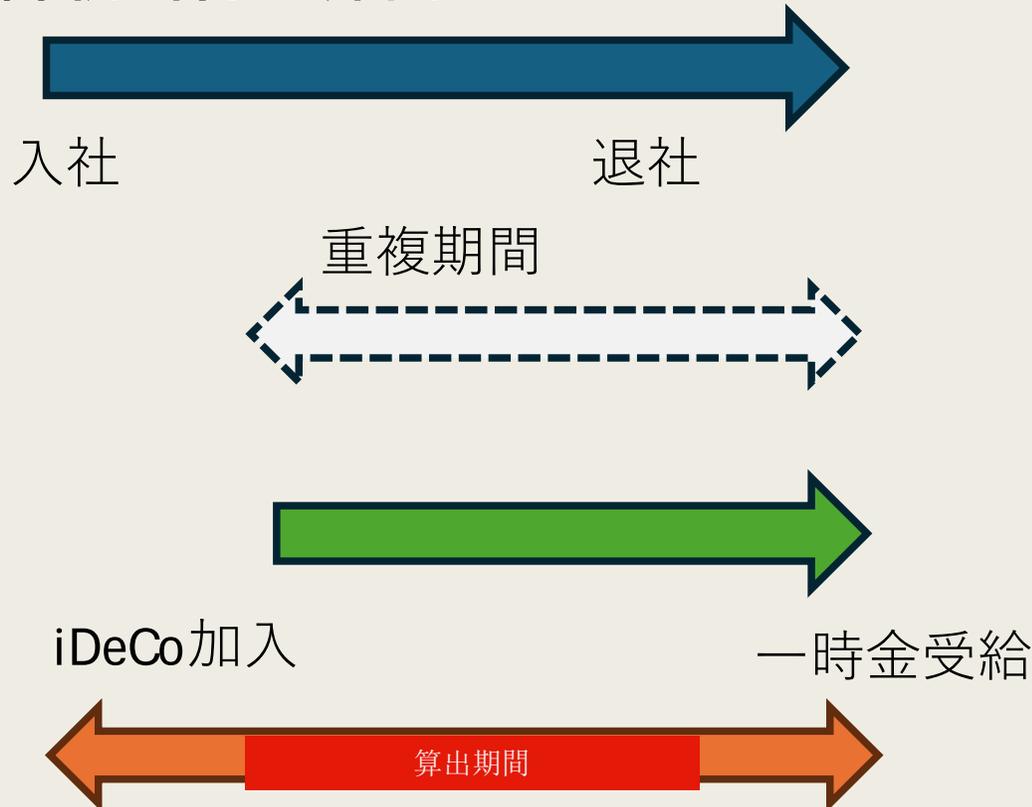
# 4. シミュレーション

## <ケース4>

退職金と、iDeCo一時金を同時に受け取った場合

退職金とiDeCo一時金を合算した額を

勤続年数とiDeCo加入年数のいずれか長い方で控除額算出したものを引いて  
課税所得を算出します



退職控除額:  $800万 + 70万 * 10年 = 1,500万円$

退職所得:  $(2,322万 - 1,500万) / 2 = 411万円$

所得税:  $(411万 * 20\% - 427,500) * 1.021\% = 402,785円$

住民税:  $411万 * 10\% = 411,000円$

税合計: 813,785円

## 4. シミュレーション

<iDeCoは年金で受け取ることも可能>

年金受け取りの場合は、5年から20年の有期年金として受け取ることができる  
(金融機関によっては終身年金とすることも可能)

ただし、下記のデメリットが発生する

年金と受け取るごとに、振込手数料が発生する (1回432円)

年金は雑所得となるため、所得税や住民税、健康保険料や介護保険料が増える  
口座管理手数料がとられ続ける(月171円)

iDeCoで得た822万円を10年間隔月で年金として受け取った場合のコスト

振込手数料： $432 \times 6 \times 10 = 25,920$ 円

口座管理手数料： $171 \times 12 \times 10 = 20,520$ 円

10年間のコスト：46,440円

# 4. シミュレーション

## <まとめ>

- ・退職金とiDeCoの両方がある場合は、受け取り方に注意が必要
- ・退職金がなくiDeCoのみの場合は、メリットが大きい

## <退職金が先の場合>

- ・iDeCoの一時金は退職金をもらってから20年空けてから受け取る

## <iDeCoが先の場合>

- ・退職金はiDeCoの一時金をもらってから5年後に受け取る

## <退職金が企業型DCの場合>

- ・iDeCoをもらってから企業型DCの受け取りを5年空ける

## <iDeCoを年金として受け取る>

- ・他の収入所得と勘案して決める必要がある